

令和3年8月 記録的な大雨 各所で被害



国道485号線 オノ神土砂流出

◆大雨による被害等の比較◆

平成19年8月の災害以降、県の事業により砂防施設や治水ダム等が整備され、災害の被害が減少しています。

		令和3年 8月大雨	平成19年 8月大雨
住家被害	一部損壊	1棟	4棟
	床上浸水	2棟	41棟
	床下浸水	10棟	183棟
最大時間雨量		74 mm	103 mm

この度、被害を受けられた皆様に心より深くお見舞いを申し上げます。

8月9日からの台風9号と、8月17日の秋雨前線による大雨により、隠岐全域は50年に一度と言われる記録的豪雨となりました。本町においても最大時間雨量74ミリ、最大24時間雨量427ミリの雨が降り、家屋の損壊や浸水被害、冠水による道路の通行止めが町内各所で発生するなど大きな被害を受けました。そのほか、公共施設については水産物処理加工施設や家畜市場等の屋根に損傷を受けるなど強風による被害も発生しました。道路及び河川等についても大きな損害を受けました（被害想定額798,100千円）。特に、黒木林道や焼火林道では土砂崩落や路肩崩落が多く、現在も通行不能となっています。

ライフライン関係については、珍崎・三度・赤ノ江・浦郷・波止・別府地区では停電が発生しました。中でも三度地区、珍崎地区では長時間にわたる停電が発生し、日常生活に大きな影響を与えました。



耳々浦川護岸損傷



此原林道倒木



小向消防車庫前冠水



みつけ島荘横（美田尻）河川氾濫



焼火林道土砂崩れ



波止線冠水



波止山腹崩落



仁具川護岸損傷



町道 167 号線
美田ダム周回道路倒木



県道珍崎浦郷港線冠水



由良バス車庫（浦郷）冠水



中澤鉄工所付近（浦郷）土砂崩れ



町道 467 号線
西ノ島建設前（船越）冠水

土砂災害による被害を受けた住宅等敷地 土砂撤去費用を補助します

制度の趣旨

土砂災害により被災された住宅等敷地における土砂等の撤去、斜面崩壊の応急処置等をするために、業者に土砂撤去等を委託した場合、費用の一部を補助します。

補助対象者

令和3年8月1日以降、豪雨、洪水及び地震により土砂災害、斜面崩壊が発生し被害を受けた住宅等敷地またはその周辺の土地を所有し、または管理するものであって、自己の責任において費用を負担し業者に発注する者。

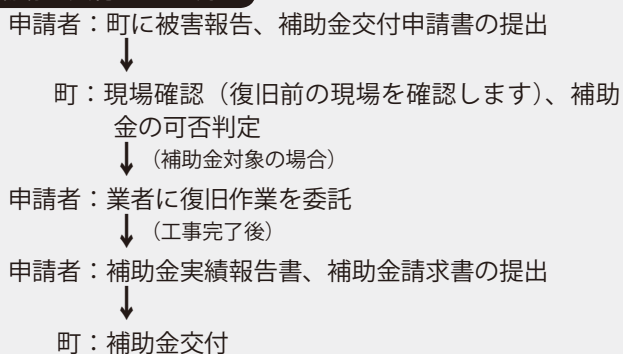
なお、8月1日から現在までのところで作業を完了されたもの、または、作業依頼中のものについても対象となります。

補助費用

補助金の対象となる事業は以下のもので、1件5万円以上のものに限り、費用は交付対象と認められた経費の2分の1以内とし、20万円を限度とします。

- ①土砂等の撤去（土砂が家屋等の敷地内に流入している場合に限る）
- ②住宅等敷地に隣接する斜面崩壊の応急処置

補助金交付までの流れ



※申請書は西ノ島町ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課
（電話：08514 - 6 - 1748）



太田川（三度）増水による住家浸水



町道 468 号線
旧珍崎牧道法面崩落

島根県知事視察

8月28日には丸山島根県知事の災害箇所視察が行われ、被害状況を説明し、早期復旧等について要望を行いました。

今回の8月の災害については、国が甚大な被害のあった災害として激甚災害に指定される見込みです。今後は国の補助金等により復旧を進めてまいります。

近年、全国的にも想定を上回る激しい雨により大きな災害が発生していますので、日頃から災害への備えをしていただきますようお願い致します。



知事の視察の様子